

障害年金の実務経験者向け

瀬尾先生に学ぶ!

障害年金実務研修2021夏

オンライン
開催

■このような方にオススメです

- ✓すでに障害年金業務を行っており、知識を深めたい方
- ✓審査請求の事例について詳しく聞きたい方
- ✓再審査請求で不支給決定を覆したい方
- ✓症状混在の扱いを知りたい方
- ✓途中からサポートする案件の対応方法を知りたい方
(再審査請求からの受任の扱い)

■セミナーで学べるポイント

- ①障害年金専門のベテラン社労士の生事例と解説が知れる!
- ②他事務所で断られた案件を受任した際に受給決定までに行うことが学べる!
- ③障害年金の専門家になるために必要要素が分かる!



ゲスト講師

瀬尾社会保険労務士事務所

せお ゆきひで

瀬尾 征秀氏

開業登録(H17.9.1)後、会計事務所勤務を経てH29.6.1より障害年金に特化した社会保険労務士事務所として独立。福島障害年金相談センターのHPはH25.12に開設し年間500件以上の問い合わせ(電話を含む)があり、申請件数は年間60~100件を継続している。ふくしまで障害年金に関わる社労士を増やすために年2回の合宿型の勉強会を主催している。この勉強会には共にサポートをしてくれているパートナー社労士の他新たに障害年金に興味を持った方から県外で障害年金に取り組む社会保険労務士らが参加している。情報収集の為、全国の社会保険労務士(障害年金に取り組む事務所)の参加する勉強会に積極的に参加し情報共有をしている。

日程

- | | | | |
|-------|----------|-------------|---------------------|
| 2021年 | 6月19日(土) | 13:00~16:30 | ・オンライン開催 |
| 2021年 | 8月28日(土) | 13:00~16:30 | ・全日程同じ内容です |
| 2021年 | 9月4日(土) | 13:00~16:30 | ・ログイン開始時間
12:30~ |

お問い合わせ

TEL:0120-964-000 (平日9:30~17:30)

申し込みに関する問い合わせ:天野 内容に関する問い合わせ:小泉・三登

瀬尾先生に学ぶ!障害年金実務研修2021夏 (お問い合わせNo 6月 S068918 /8月・9月 S069407)

(株)船井総合研究所 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 船井総研 大阪本社ビル



No.068918

当日お話す事例の一部を公開

	タイトル	病名	内容	ポイントや工夫した点
1	再審査請求から受任し、認められたケース①	関節リウマチ・パーキンソン病・くも膜下出血による肢体麻痺・腰椎ヘルニア	障害年金が認められにくい症状混在で支給決定をした事例	相談者ご自身で申請した際、不支給になった。審査請求をしたところ症状混在が判明。診断書を取り直して再請求を行ったが、再度不支給。理由は同じく症状混在。その後、当センターに相談に来られ、受任した。初めて2級の可能性を提示し再審査請求を行った。最終的には単体の病気（リウマチ）で認定をされた。
2	審査請求から受任し、認められたケース	気分変調症	お客様が窓口の担当者と言われるがまま初診日を書き直し不支給になった案件に不服申し立てを行い認められた事例	相談者ご自身で申請をしに行った際、窓口の担当社から「初診日が違うんじゃないですか？」と指摘され言われるがまま書き直してしまった。それにより、初診日が2年前倒しになり納付要件を満たさなかった。通院先のソーシャルワーカーから当センターに相談があり、受任。不服申し立てを行い、年金受給が認められた。
3	他の社労士は申請を諦めたが、追加書類1枚でスムーズに認められたケース	糖尿病性網膜症	カルテがないため初診日の証明に工夫が必要だった事例	初診日に通院していた病院にカルテがなく、次に通院した病院を初診日にするとう納付要件が認められない為、他の社労士事務所で断られた。その後、当センターに相談をいただき、受任。初診日の病院に確認したところ、カルテは無かったがPCにデータ（初診と終診日）が残っていた。そのデータを元に初診日証明を行い、年金受給が決定した。
4	再審査請求から受任し、認められたケース②	統合失調症	支給停止になった案件を受任し、支給停止解除と再審査請求で更新が認められた事例	当事者は26歳から障害基礎年金を受給しており、65歳を超えて2度目の更新で支給停止となった。親族が老齢年金（約33万）の受給手続きと審査請求を行ったが棄却。その後、知り合いの社労士の紹介で当センターに相談があり、受任。支給停止解除と再審査請求の両建てで取り組んだ。結果、支給停止解除が認められ、後日、再審査請求で更新が認められた。
5	認定日前後の診断書がなくても遡及が認められたケース	脳出血による後遺症	認定日前後の診断書がなく返戻対応を繰り返し、11カ月かかって半年特例による5年遡及を認められた事例	左上肢を動かすことが出来ない方で強く認定日請求を希望されていた。事後重症であれば認定されると思ったが、遡及となる認定日請求では所定の時期での診断書作成が難しそうだった。当初時期は違うが3枚の診断書を提出、返戻の対応時に手帳申請時の診断書4枚を追加提出し、結果半年特例による5年遡及が認められた。
6	裁定請求から受任し再審査請求前提で障害認定日の（半年）特例が認められたケース	脳出血による肢体麻痺、高次脳機能障害	障害認定日の（半年）特例を取った事例	64歳以降に認定日が来る当事者の弟さんから依頼をいただきました。「認定日1級と出来るなら1年分遡及をしたい」と相談があり、当センターで受任し、肢体麻痺と高次脳機能障害で申請。認定日1級が認定された。そして、再審査請求の結果、障害認定日（半年）特例も認められた。
7	審査会で参与が4人賛同しても棄却となったケース	線維筋痛症	裁定請求後の書類提出は認められないこともある事例	本人が相談会に来られて、受任。複数の病気（身体表現性障害・頸肩腕症候群・リュウマチ性多発筋痛症）を患っていたが傷病名確定に至らず、10か所目の病院で線維筋痛症と判明。かかりつけ医に「書いていただいた」受証を使い障害厚生年金請求をしたが、年金機構の審査で「この記載内容は線維筋痛症の初期症状とは認められず、診断書を作成した病院の初診を初診日とする」とされた為、初診日を争って審査請求・再審査請求を行ったが不支給になった。その過程で機構が判断した初診日では障害基礎年金となるがその日付を初診日として認定日請求し基礎年金2級は認定された。

参加料金

- ・一般価格 57,000円（税込 62,700円） / 1名様
- ・会員価格 45,600円（税込 50,160円） / 1名様

※ ご入金の際は、税込金額でのお振り込みをお願いいたします。

※ 会員価格は、各種経営研究会・経営フォーラム、および社長onlineプレミアムプラン（旧：FUNAIメンバーズPlus）にご入会中のおお客様のお申込みに適用となります。

講座内容

第1講座	本日の実務研修開催にあたり 講座のポイント ①ゲスト講師の紹介 ②事例の読み方 株式会社船井総合研究所 山本 千穂
第2講座	瀬尾先生から学ぶ！障害年金の事例共有 瀬尾社会保険労務士事務所 代表 瀬尾 征秀 氏
第3講座	本日の振り返り 明日から実践していただきたいこと 株式会社船井総合研究所 小泉 春奈

お申込みURL



- ① こちらよりアクセスしてください
(スマホでカメラを起動してかざしてください)



- ②スクロールすると
お申込みボタンがあります



- ③希望する日付を
クリックしてください



- ④必要項目をご記入ください
(マイページへログインが必要になります)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。